

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2（6を除く。）、8の6の2-1-3（3から6までを除く。）及び8の6の2-4の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「四半期連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3（3から6までを除く。）の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と読み替えるものとする。</p>